

## 6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組みに関すること

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組みに関する方策については、第一ステージとして、「シラバス」、「GPA 制度」、「学生調査」等を導入し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育が実施されているかについて検討を図った。

項	内容
シラバス	2013 年度から、冊子でシラバスを作成していたが、インターネット上での閲覧が可能となった。同時に、教員の入力についてもシステム化された。
GPA 制度	2013 年度から、GPA 制度を導入して学生の GPA について教員が閲覧し、学生指導を行うことができるようにした。更に 2019 年度からは成績不振者に対して、GPA を目安とする「特別アドバイス制度」及び、成績不振の状態を改善するための「学業経過観察制度」を履修規程において定め、該当学生の指導の指標として GPA を活用している。
学生調査	2014 年度に学生からのアンケート調査を大幅に改訂した。学生調査に関しては、毎回実施している。
CAP 制度	2019 年度から 1 年間に履修できる単位数に制限を設ける CAP 制度を導入した。

第二ステージとして、IR（インスティテューショナル・リサーチ）機能の開発を実施する。①学生への教育活動・支援とその成果の検証。②認証評価と自己点検・評価の対応。③中長期計画の策定。④調査データの収集とその検証を意識した活動の実施を検討している。